

悪 臭 関 係

○悪臭防止法第4条第1項の規定による物質濃度規制の基準等

1 規制地域の指定区分

区 分	地 域
第 1 地域	1 都市計画法の規定に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第 2 地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこれらの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

2 規制地域の指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	市街化調整区域	付表の地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1		2			長野市が告示
松本市	臭気指数規制により市全域を指定（H15. 9. 1 施行）																松本市が告示
上田市	1			1	1	1	1	1	1	1	1		1	2*			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1	1	1	1		1	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1	1	1	1			2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			2			諏訪市が告示
須坂市	臭気指数規制により市全域を指定（H26. 4. 1 施行）																須坂市が告示
小諸市	1			1		1	1	1	1	1	1			2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1		1	1	1			2			中野市が告示
大町市	臭気指数規制により中部山岳国立公園を除く市全域を指定（H26. 10. 1 施行）																大町市が告示
飯山市	1			1		1			1	1	1						飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2	2*		塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1			2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1	1	1	1			2			千曲市が告示
東御市													1			2	東御市が告示
安曇野市	臭気指数規制により市全域を指定（H27. 10. 1 施行）																安曇野市が告示
下諏訪町	1			1	1	1			1	1	1						最終改正 H8. 4. 4 県告示第 321 号
辰野町													1				
坂城町	1			1	1	1	1	1	1		1		1	2		2	

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 表中の 1 及び 2 は、それぞれ第 1 地域及び第 2 地域を表す。
- * は一部地域を除くことを表す。
- 指定状況は令和 7 年 3 月 31 日現在

3 規制基準（施行令第1条、昭和50年3月10日 県告示第114号）

(1) 敷地境界線の地表における規制基準（法第4条第1項第1号）及び規制基準の設定状況

悪臭物質の名称	敷地境界線の規制基準		敷地境界	気体排出施設	排水	備考
	第1地域	第2地域				
アンモニア	2 ppm	5 ppm	○	○		1 この表に掲げる悪臭物質の測定方法は昭和47年環境庁告示第9号（平成8年環境庁告示第4号改正現在）に定める方法とする。
メチルメルカプタン	0.004	0.01	○		○	
硫化水素	0.06	0.2	○	○	○	
硫化メチル	0.05	0.2	○		○	2 昭和50年3月10日県告示第114号によりアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質の規制基準を設定した。
二硫化メチル	0.03	0.1	○		○	
トリメチルアミン	0.02	0.07	○	○		
アセトアルデヒド	0.1	0.5	○			3 昭和54年2月13日県告示第84号により、二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質の規制基準を追加した。
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	○	○		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	○	○		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	○	○		4 平成3年2月28日県告示第161号により、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質の規制基準を追加した。
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	○	○		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	○	○		
イソブタノール	0.9	4	○	○		5 平成7年2月23日県告示第140号により、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンの10物質に規制基準を追加した。 (平成7年4月1日施行)
酢酸エチル	3	7	○	○		
メチルイソブチルケトン	1	3	○	○		
トルエン	10	30	○	○		6 同告示により、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの4物質の排水中の規制基準を追加した。 (平成7年4月1日施行)
スチレン	0.8	2	○			
キシレン	1	2	○	○		
プロピオン酸	0.07	0.2	○			
ノルマル酪酸	0.002	0.006	○			
ノルマル吉草酸	0.002	0.004	○			
イソ吉草酸	0.004	0.01	○			

(2) 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準（法第4条第1項第2号）

悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量

(3) 排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準（法第4条第1項第3号）

(単位：mg/L)

排水の流量区分 (m³/秒)	0.001 以下の場合		0.001 を超え、0.1 以下の場合		0.1 を超える場合	
悪臭物質の名称	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

○悪臭防止法第4条第2項の規定による臭気指数規制

臭気指数規制に関して、これまで県が告示した指定地域はないが（松本市は特例市のため独自に指定地域を告示）、地域指定にあたっての基本的な考え方について、長野県環境審議会で次のとおり答申されている。

長野県環境審議会答申（平成9年1月23日）

1 規制地域の指定区分

臭気指数による地域の指定にあたっては、従来の物質濃度規制による基準値を遵守していても苦情の原因となる臭気を発生しているものが集合し、又は相当の比率をもって立地している区域とする。

その際の、土地利用計画における位置づけ等を勘案し、地域を次表のとおり区分する。

区 分	地 域
第1地域	1 都市計画法の規定に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びにこれらの地域に相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法の規定に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法の規定に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

2 規制基準の設定方法

(1) 敷地境界線の地表における規制基準（法第4条第2項第1号）

地域の区分ごとの規制基準値は、次表の臭気指数の範囲内で、小数点以下を四捨五入した整数値とする。

その際、別表を基本に目標となる臭気指数の範囲を求め、その上限値を規制基準値とする。

	敷 地 境 界 線 に お け る 規 制 基 準	
	第 1 地 域	第 2 地 域
臭 気 指 数 の 範 囲	10 ～ 15	12 ～ 18

別 表

業 種		臭気の指数の許容限度	
		第 1 地 域	第 2 地 域
畜 産 農 業	養豚業	12	15
	養牛業	11	16
	養鶏業	11	14
飼 料 ・ 肥 料 製 造 業	魚腸骨処理場	13	15
	獣骨処理場	13	15
	複合肥料製造工場	11	13
食 料 品 製 造 工 場	水産食料品製造工場	13	15
	油脂系食料品製造工場	14	18
	でんぷん製造工場	15	17
	調理食料品製造工場	13	15
	コーヒー製造工場	15	18
	その他	12	14
化 学 工 場	化学肥料製造工場	11	14
	無機化学工業製品製造工場	10	12
	プラスチック工場	12	14
	石油化学工場	14	16
	油脂加工品製造工場	11	16
	アスファルト製造工場	12	16
	クラフトパルプ製造工場	14	16
	その他のパルプ・紙工場	11	14
	その他	14	16
そ の 他 の 製 造 工 場	繊維工場	11	16
	印刷工場	12	13
	塗装工場	14	16
	窯業・土石製品製造工場	14	17
	鋳物工場	11	14
	輸送用機械器具製造工場	10	13
	その他	14	17
サ ー ビ ス 業 そ の 他	廃棄物最終処分場	14	17
	ごみ焼却場	10	13
	下水処理場	11	13
	し尿処理場	12	14
	クリーニング・洗濯工場	13	17
	飲食店	14	17
	その他	13	15
最 大 値		15	18
最 小 値		10	12

(2) 気体排出施設から排出される気体に係る規制基準（法第4条第2項第2号）

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た値

（排出口の高さが15メートル以上の場合と、15メートル未満の場合ごとに算出方法が設定）

(3) 排水に係る規制基準（法第4条第2項第3号）

(1) の規制基準として定められた値に16を加算した値

○騒音・振動・悪臭規制等地域指定状況

	騒音 環境 基準	新幹線 環境 基準	騒音 規制法	振動 規制法	悪臭 防止法	深夜 営業 騒音
長野市	○	○	○	○	○	○
松本市	○		○	○	○	○
上田市	○	○	○	○	○	○
岡谷市	○		○	○	○	○
飯田市	○	○	○	○	○	○
諏訪市	○		○	○	○	○
須坂市	○		○	○	○	○
小諸市	○	○	○	○	○	○
伊那市	○		○	○	○	○
駒ヶ根市	○		○	○	○	○
中野市	○	○	○	○	○	○
大町市	○		○	○	○	○
飯山市	○	○	○	○	○	○
茅野市	○		○	○	○	○
塩尻市	○		○	○	○	○
佐久市	○	○	○	○	○	○
千曲市	○	○	○	○	○	○
東御市	○	○	○		○	○
安曇野市	○		○		○	○
(南佐久郡)						
小海町						○
佐久穂町						○
川上村						○
(北佐久郡)						
軽井沢町	○	○				○
御代田町		○				○
立科町						○
(諏訪郡)						
下諏訪町	○		○	○	○	○
富士見町	○					○
原村						○
(上伊那郡)						
辰野町	○		○	○	○	○
箕輪町						○
南箕輪村						○
(下伊那郡)						
喬木村		○				
豊丘村		○				
松川町						○
泰阜村						○

	騒音 環境 基準	新幹線 環境 基準	騒音 規制法	振動 規制法	悪臭 防止法	深夜 営業 騒音
(木曽郡)						
木曽町						○
上松町						○
大桑村						○
(東筑摩郡)						
麻績村	○		○			○
筑北村	○		○			○
(北安曇郡)						
松川村						○
白馬村						○
小谷村						○
(埴科郡)						
坂城町			○		○	○
(上高井郡)						
小布施町	○	○	○	○		○
高山村						○
(下高井郡)						
山ノ内町			○			○
(上水内郡)						
信濃町	○					○
飯綱町						○
(下水内郡)						
栄村						○
市	19	9	19	17	19	19
町	6	3	5	3	3	17
村	2	2	2			12
合 計	27	14	26	20	22	48

(令和7年3月31日現在)